

漏水等に係る使用水量の認定に関する取扱要綱

令和3年4月1日

上下水道事業管理者決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市水道事業給水条例施行規程（昭和39年水道事業管理規程第2号）第23条第2項に規定する使用水量認定の取扱いの細目について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「認定」とは、メーターに異状があったとき、計量不能のとき及びメーター以降の給水装置の破損により漏水したときにおいて、メーターによる計量をし難いときに料金算出の基準となる期間の使用水量を推定することをいう。
- (2) 「メーターに異状のあったとき」とは、早転、遅転及び故障をいう。
- (3) 「計量不能のとき」とは、メーター又はメーターボックスの埋没、障害物積載等並びに使用者等の不在をいう。
- (4) 「平均使用水量」とは、認定しようとする状況が発生する前4箇月の使用水量の平均値をいう。ただし、前4箇月の使用水量に著しく変動があったときは、前年同期4箇月の平均値をいう。以上の方法によることが適当でないとき認めるときは、メーター取替後又は漏水修繕後10日以上の実績使用水量を使用日数で除し、料金算出の基準となる期間の日数を乗じて得た水量をいう。

(認定期間)

第3条 認定期間は、原則として1期（2箇月）を限度とする。ただし、次条、第5条及び第6条第4号による認定の場合についてはこの限りでない。

(メーターに異常があったときの認定)

第4条 メーターに異状があったと認められるときは、平均使用水量を認定水量とする。

(計量不能のときの認定)

第5条 計量不能のときは、平均使用水量を認定水量とする。

(漏水があったときの認定)

第6条 次の各号に定める漏水があったときは、別表により算出した水量を認定水量とする。

- (1) メーター以降の給水装置の破損により漏水のあったとき。
 - ア 給・配水管修繕工事等施工処理伝票又は加古川市指定給水装置工事事業者の発行した修繕伝票が提出されたとき。
 - イ 加古川市指定給水装置工事事業者以外の修繕によるもので、誓約書（様式第1号）が提出されたとき。ただし、1回を限度とする。
- (2) 受水槽のボールタップの故障により漏水のあったとき。ただし、1回を限度とする。
 - ア 給・配水管修繕工事等施工処理伝票又は加古川市指定給水装置工事事業者の

発行した修繕伝票及び誓約書（様式第2号）が提出されたとき。

イ 加古川市指定給水装置工事事業者以外の修繕によるもので、誓約書（様式第3号）が提出されたとき。

（3）メーターのユニオンナット取付部分からの漏水があったとき。

（4）上下水道局施工の工事等の起因により漏水及び赤水が発生したとき。

（対象除外）

第7条 次の各号に該当するときは、認定の対象としないものとする。

（1）給水栓、器具等（温水器、瞬間湯沸器、水洗便所、食器洗浄機等）、器具等以降の配管からの漏水

（2）漏水に気付いても放置していたとき

（3）工事施工中における破損及び使用者等の故意又は不注意により破損した漏水

（4）工事施工完成後1年以内に当該工事の原因により破損した漏水

（5）上下水道局からの通知後10日以内に修繕を依頼しなかった場合の通知日以降の漏水

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は上下水道事業管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（漏水等に係る使用水量の認定に関する取扱要綱の廃止）

2 漏水等に係る使用水量の認定に関する取扱要綱（平成19年水道局訓令第7号）は、廃止する。

別表（第6条関係）

使用水量算出表

区 分	算 出 方 式
第1号アの漏水で今回使用水量が平均使用水量の3倍未満	今 回 使用水量 $- \{ (\text{今回使用水量} - \text{平均使用水量}) \} \times \frac{1}{2}$
” 3倍以上	今 回 使用水量 $- \{ (\text{今回使用水量} - \text{平均使用水量}) \} \times \frac{2}{3}$
” 6倍以上	今 回 使用水量 $- \{ (\text{今回使用水量} - \text{平均使用水量}) \} \times \frac{3}{4}$
” 10倍以上	今 回 使用水量 $- \{ (\text{今回使用水量} - \text{平均使用水量}) \} \times \frac{4}{5}$
第1号イの漏水で指定給水装置工事事業者以外のものが修繕したとき（様式第1号）	今 回 使用水量 $- \{ (\text{今回使用水量} - \text{平均使用水量}) \} \times \frac{1}{3}$
第2号アの漏水で受水槽のボールタップの故障による とき（様式第2号）	今 回 使用水量 $- \{ (\text{今回使用水量} - \text{平均使用水量}) \} \times \frac{1}{2}$
第2号イの漏水で指定給水装置工事事業者以外のものが修繕したとき（様式第3号）	今 回 使用水量 $- \{ (\text{今回使用水量} - \text{平均使用水量}) \} \times \frac{1}{3}$
第3号の漏水でメーターのユニオンナット取付部分から漏水のとき	平均使用水量とする
第4号の上下水道局の施工した工事等が起因となった漏水	平均使用水量とする
第4号の上下水道局の施工した工事等が起因となった赤水	今回使用水量－赤水につき放水した水量

「今回使用水量」とは、今回計量指針から前回計量指針を差引いた水量をいう。

誓約書

年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

住所 _____

氏名 _____

今回の漏水について、加古川市指定給水装置工事事業者で修理しなければならないところを他の業者に修理させました。

今後は、加古川市指定給水装置工事事業者に修理を依頼いたしますことを誓約しますので、今回に限り使用水量の減額をしてくださるようお願いいたします。

記

1 修理実施日： 年 月 日

2 修理完了年月日： 年 月 日

3 修理業者名： _____

※ お客さま番号： _____

修繕箇所	<input type="checkbox"/> 屋内（床下）	<input type="checkbox"/> 壁中	<input type="checkbox"/> 台所	<input type="checkbox"/> 止水栓	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 露出	<input type="checkbox"/> 便所	<input type="checkbox"/> メーターユニオン	[]
	<input type="checkbox"/> 口金（器具）	<input type="checkbox"/> 埋設	<input type="checkbox"/> 洗面所	<input type="checkbox"/> 立上り	
<input type="checkbox"/> 水洗便所	<input type="checkbox"/> ボールタップ	備考			
<input type="checkbox"/> 受水槽	<input type="checkbox"/> その他				

※漏水修繕を行った証明書（写真、領収書写し等）の添付が必要です。

誓約書

年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

住所 _____

氏名 _____

年度 月分の使用水量が受水槽のボールタップの故障により多くなっておりますが、今後このようなことが起こらないように警報装置を設置し、十分な維持管理をいたしますので、今回に限り使用水量の減額をしていただくようお願いいたします。

なお、今後、受水槽のボールタップの故障により貴職に対し異議申立は一切行わないことを誓約いたします。

記

1 修理実施日： 年 月 日

2 修理完了年月日： 年 月 日

3 修理業者名： _____

※ お客さま番号： _____

誓約書

年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

住所 _____

氏名 _____

年度 月分の使用水量が受水槽のボールタップの故障により多くなっておりますが、今後は、下記事項について誓約いたしますので、今回に限り使用水量の減額をしてくださるようお願いいたします。

- (1) 加古川市指定給水装置工事事業者に修理を依頼いたします。
- (2) このようなことが起らないよう警報装置を設置し、十分な維持管理をいたします。
- (3) 受水槽のボールタップの故障により貴職に対し異議申立は一切行いません。

記

1 修理実施日： 年 月 日

2 修理完了年月日： 年 月 日

3 修理業者名： _____

※ お客さま番号： _____

※漏水修繕を行った証明書（写真、領収書写し等）の添付が必要です。